

## 議案第44号

### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力(以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。)を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア～ウ 略

エ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第5項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア～ウ 略

明書その他の書面の発行を受けた者

(12)～(14) 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生
略	
上灘団地	倉吉市上灘町
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1団地 円通寺団地 国安 南団地 宇倍野第2団地 宝木団地	鳥取市

(12)～(14) 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生
西郷団地	鳥取市河原町中井
略	
上灘団地	倉吉市上灘町
三明寺団地	倉吉市巖城
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1団地 円通寺団地 国安 南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 宝木団地	鳥取市

略	北野団地 小嶋団地 東和田団地 高城第1団地	倉吉市	略	三明寺団地 北野団地 小嶋団地 東和田団地 高城第1団地	倉吉市
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。